

**重要**

平成24年9月吉日



**会員各位**

アライオートオークショングループ  
荒井商事株式会社

## AI-NET規約・AI-NET AA在庫規約・AI-NET落札代行規約変更のご案内

拝啓 新涼の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、早速ではありますが、**標題通り、弊社AI-NETサービスに関する規約を平成24年10月1日より、下記のとおり改定させていただきます。**

今後とも、オークションがよりスムーズに開催出来るよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますが、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

**導入日**

**平成24年10月1日**

**内容**

### 1. AI-NET規約 第2条(基本用語の定義)の変更

《現在》

第2条(基本用語の定義)

本規約において使用する基本用語の定義は、次のとおりとします。

1. AI-NET: 当社が提供するインターネットによる中古自動車・中古自動二輪車のオークションサイトまたは当該サイトに含まれる中古自動車・中古自動二輪車のオークションに付随するサービスの総称をいいます。  
名 称: アライ・インターネット・システム・サービス  
英 文 名: ARAI INTERNET SYSTEM SERVICE  
略 名 称: アイ・ネット  
略 英 文 名: AI-NET
2. 提携会場: 中古自動車・中古自動二輪車のオークションのサービスを提供している主体であって、当社と業務提携契約の関係にあるものをいいます。
3. アライオートオークション: 荒井商事株式会社が主催する中古自動車・中古自動二輪車のオートオークションのサービスを提供している主体をいいます。
4. 参加会場: アライオートオークション及び提携会場をいいます。

《変更後》

第2条(基本用語の定義)

本規約において使用する基本用語の定義は、次のとおりとします。

1. AI-NET: 当社が提供するインターネットによる中古自動車・中古自動二輪車のオークションサイトまたは当該サイトに含まれる中古自動車・中古自動二輪車のオークションに付随するサービスの総称をいいます。  
名 称: アライ・インターネット・システム・サービス  
英 文 名: ARAI INTERNET SYSTEM SERVICE  
略 名 称: アイ・ネット  
略 英 文 名: AI-NET
2. 提携会場: 中古自動車・中古自動二輪車のオークションのサービスを提供している主体であって、当社と業務提携契約の関係にあるものをいいます。
3. アライオートオークション: 荒井商事株式会社及びアライオートオークション仙台株式会社が主催する中古自動車・中古自動二輪車のオートオークションのサービスを提供している主体をいいます。
4. 参加会場: アライオートオークション及び提携会場をいいます。

## 2. AI-NET AA在庫規約 第1条(定義)の変更

《現在》

第1条(定義)

1. AI-NETとは、荒井商事株式会社(以下「荒井商事」といいます。)が主催するオークション参加とその関連サービスの提供を、インターネットを通じ可能とするシステムのことをいいます。
2. アライAA会員とは、荒井商事が主催するオートオークションの入会者のことをいいます。
3. AI-NET会員とは、アライAA会員のうちAI-NETを利用するサービスに入会した者のことをいいます。
4. 次開催オークション及び翌開催日とは、アライAAが主催する会場にて対象車両が出品されたオークション日の同会場の同開催の翌週以降の最初に開催されるオークション及び当該オークションの開催日をいいます。
5. AA在庫出品とは、セリにおいて流札された出品車で、同会場の次開催オークションへ再出品が決定している車両について、アライAA会員の資格を有する出品店がAA在庫価格(業販価格)を設定し、AI-NET上で出品することをいいます。
6. AA在庫落札とは、AI-NET会員がAA在庫出品された車両の購入を申込みすることをいいます。
7. アライAA規約とは、アライオートオークション規約及びアライオートオークションバイク規約を包括したことをいいます。
8. 本規約における用語の意味は、特に定めのない限り、アライAA規約と同一とします。



《変更後》

第1条(定義)

1. AI-NETとは、荒井商事株式会社(以下「荒井商事」といいます。)が主催するオークション参加とその関連サービスの提供を、インターネットを通じ可能とするシステムのことをいいます。
2. アライAA会員とは、荒井商事及びアライオートオークション仙台株式会社(以下併せて「アライAA」といいます。)が主催するオートオークションの入会者のことをいいます。
3. AI-NET会員とは、アライAA会員のうちAI-NETを利用するサービスに入会した者のことをいいます。
4. 次開催オークション及び翌開催日とは、アライAAが主催する会場にて対象車両が出品されたオークション日の同会場の同開催の翌週以降の最初に開催されるオークション及び当該オークションの開催日をいいます。
5. AA在庫出品とは、セリにおいて流札された出品車で、同会場の次開催オークションへ再出品が決定している車両について、アライAA会員の資格を有する出品店がAA在庫価格(業販価格)を設定し、AI-NET上で出品することをいいます。
6. AA在庫落札とは、AI-NET会員がAA在庫出品された車両の購入を申込みすることをいいます。
7. アライAA規約とは、アライオートオークション規約及びアライオートオークションバイク規約を包括したことをいいます。
8. 本規約における用語の意味は、特に定めのない限り、アライAA規約と同一とします。

## 3. AI-NET AA在庫規約 第19条(その他)の変更

《現在》

第19条(その他)

本規約に記載のない事項については、アライAA規約およびAI-NET利用会員規約に準じます。



《変更後》

第19条(その他)

本規約に記載のない事項については、アライAA規約およびAI-NET規約に準じます。

## 4. AI-NET AA在庫規約 第20条(規約の改訂)の変更

《現在》

第20条(規約の改訂)

アライAAは、AA在庫サービス内容の変更などに応じて、本規約を改定することができます。



《変更後》

第20条(規約の改訂)

荒井商事は、AA在庫サービス内容の変更などに応じて、本規約を改定することができます。

《現在》

第2条(用語の定義)

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるとおりとします。なお、本規約に定めのないものは、AI-NET規約に定めるところによります。

1. アライAA  
当社が主催する中古自動車・中古自動二輪車・中古商用車のオートオークションをいいます。
2. 会員  
当社とAI-NETの利用に関する契約を締結したアライAAの会員をいいます。
3. 提携会場  
当社による落札代行を認めた会社・団体の主催するオートオークション会場をいいます。
4. 落札代行  
AI-NETを通じた会員の申し込みにより、当社が提携会場に出品された車両を落札したときは、その落札車両代金額に所定の手数料等を加えた金額で会員が当社から当該出品車両を買い取ることを条件に、当社が提携会場に出品された車両を会員が指定する金額以内で落札することをいいます。
5. 下見代行  
会員が、当社に落札代行の申し出をするにあたり、当社の定める期限までに、当社に対し車両の状態等の確認を依頼することができるものとします。車両の状態等の確認は、会員が当社に依頼したものを、当社が提携会場に依頼し、依頼された提携会場が行います。なお、車両の状態等の確認の方法は、出品票の記載に誤りがないか、目視で確認する方法によるものとします。
6. 車両成約日  
落札代行にて落札された日をいいます。
7. アライAA規約  
当社がアライAAにおける当社と会員との権利義務関係について定めた規約をいいます。



《変更後》

第2条(用語の定義)

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるとおりとします。なお、本規約に定めのないものは、AI-NET規約に定めるところによります。

1. アライAA  
当社及びアライオートオークション仙台株式会社(以下、「アライ仙台」といいます。)が主催する中古自動車・中古自動二輪車・中古商用車のオートオークションをいい、当該オートオークションを主催する当社及びアライ仙台をいう場合もあります。
2. 会員  
当社とAI-NETの利用に関する契約を締結したアライAAの会員をいいます。
3. 提携会場  
当社による落札代行を認めた会社・団体の主催するオートオークション会場をいいます。
4. 落札代行  
AI-NETを通じた会員の申し込みにより、当社が提携会場に出品された車両を落札したときは、その落札車両代金額に所定の手数料等を加えた金額で会員が当社から当該出品車両を買い取ることを条件に、当社が提携会場に出品された車両を会員が指定する金額以内で落札することをいいます。
5. 下見代行  
会員が、当社に落札代行の申し出をするにあたり、当社の定める期限までに、当社に対し車両の状態等の確認を依頼することができるものとします。車両の状態等の確認は、会員が当社に依頼したものを、当社が提携会場に依頼し、依頼された提携会場が行います。なお、車両の状態等の確認の方法は、出品票の記載に誤りがないか、目視で確認する方法によるものとします。
6. 車両成約日  
落札代行にて落札された日をいいます。
7. アライAA規約  
アライAAがアライAAにおける当社及びアライ仙台と会員との権利義務関係について定めた規約をいいます。

## 6. AI-NET落札代行規約 第3条(規約の熟知・遵守義務)の変更

《現在》

第3条(規約の熟知・遵守義務)

会員は、当社に落札代行の申し込みをするにあたっては、本規約、アライAA規約、AI-NET及び提携会場の規約を熟知し、これらを遵守するものとします。なお、これらの規約の内容は適宜改定されることがありますが、会員は常に最新の内容を把握してこれに従う意思で落札代行の申し込みをしたものとみなします。



《変更後》

第3条(規約の熟知・遵守義務)

会員は、当社に落札代行の申し込みをするにあたっては、本規約、アライAA規約、AI-NET規約及び提携会場の規約を熟知し、これらを遵守するものとします。なお、これらの規約の内容は適宜改定されることがありますが、会員は常に最新の内容を把握してこれに従う意思で落札代行の申し込みをしたものとみなします。

## 7. AI-NET落札代行規約 第12条(所有権の移転)の変更

《現在》

第12条(所有権の移転)

1. 会員が第8条に定める代金等を支払い、譲渡書類(落札車両について、所有者が新規登録、移転登録、又は抹消登録をするのに必要な書類で、かつ全国の陸運支局で登録申請が可能な書類をいいます)を受理した時点で、落札車両の所有権が当社より会員に移転するものとします。
2. 会員が第8条に定める代金等の支払いを遅延した場合、当社は、会員の承諾なしに落札車両の所有名義を当社に移転できるものとし、会員はそれに協力しなければならないものとします。また、その費用は会員の負担とします。
3. 会員は、第8条に定める代金等の支払いを完了するまでの間、落札車両を自ら占有し、又は第三者をして占有させるなど、当社の所有権を侵害する行為を行ってはならないものとします。



《変更後》

第12条(所有権の移転)

1. 落札車両の所有権は、次条の場合を除き、会員が第8条に定める代金等を支払い、譲渡書類(落札車両について、所有者が新規登録、移転登録、又は抹消登録をするのに必要な書類で、かつ全国の陸運支局で登録申請が可能な書類をいいます)を受理した時点で、落札車両の所有権は出品者より会員に移転するものとします。
2. 会員が第8条に定める代金等の支払いを遅延した場合、当社は、会員の承諾なしに落札車両の所有権を当社に移転できるものとし、会員はそれに協力しなければならないものとします。また、その費用は会員の負担とします。
3. 会員は、第8条に定める代金等の支払いを完了するまでの間、落札車両を自ら占有し、又は第三者をして占有させてはならないものとします。

以上